

名古屋市告示第120号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和6年3月12日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年3月12日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

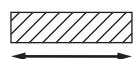
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	小幡西山線第1号	名古屋市守山区小幡南三丁目2103番地先から 名古屋市守山区小幡南三丁目124番の1地先まで	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分